

12月 は 県 下 統 一 滞 納 整 理 推 進 月 間 で す !!

町税は納期限内に

納めましょう！

悪質な滞納者に対し滞納処分などを実施します

(税負担の公平性の確保)

町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です。納期限内に納付をされた方と、されなかった方の不公平をなくし税負担の公平性を保つため、悪質な滞納者には法的措置を行うこともあります。

税金を納期限までに納付されない場合は、滞納となり、督促状や催告書で納付を催促します。それでも納付されない場合は、財産調査を実施し、預貯金・給与・自動車の差押えなど(※)の滞納処分を行う場合があります。

※ 納期限までに納税がなく、督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納されない場合は、「滞納者の財産を差押えなければならない。」と法律に定められています。

滞納を放置しておくこと…延滞金がどんどん加算され、税金などの支払いが高額になります。また、滞納処分を受けると経済的な利益や社会的信用も失うことになりかねません。

滞納整理にも税金が使われています

滞納が発生すると、町としても本来は必要のない滞納整理に伴う調査経費や調査時間を費やすこととなります。再度、納付状況をご確認いただき、滞納となっている場合には、早期に納付いただきますようお願いいたします。

特別な事情などにより納税が困難な方や納付が遅れている方は、町民税務課までご相談ください。

問合せ 町民税務課 Tel 0778-4718014

〈滞納処分の流れ〉

納期限

税金は、納税通知書に記載の「納期限」までに納めてください。
「納期限」を過ぎてしまうと「滞納」になります。
納期限の翌日から延滞金が計算されます。

督促状

「納期限」までに納付されなかった場合は、納期限後20日以内に「督促状」により納付を催促します。(督促手数料がかかります。)

納税の催告

「督促状」を送付しても納付されなかった場合は、「催告書」の送付、電話勸奨(自宅や勤務先など)、自宅訪問などで納付の催告を行う場合もあります。

財産の調査

滞納者に財産があるか、官公署や金融機関などに対して財産調査や勤務先への給与調査を行います。さらに、必要に応じて居宅や事務所の捜索を行うこともあります。(国税徴収法第141条)

これらの調査は、滞納者に事前に了承を得ずに行うことができます。

差押え

預貯金、給与、生命保険、自動車、土地、家屋などの差押えを行います。

公売・換価

差押えた動産、不動産などの財産は、滞納者の意思に関わらず公売で売却し、換価により現金化します。

町税に充当

この売却代金を未納の町税に充てます。